

令和3年12月30日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰泉
母子保健担当理事 三宅

母体保護法第14条に伴う同意書の署名に関する疑義発生時における 相談体制の構築について

神奈川県医師会より文書が参りましたのでお知らせいたします。

神奈川県医師会
会長 菊岡正和
(公印省略)

母体保護法第14条に伴う同意書の署名に関する疑義発生時における 相談体制の構築について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

人工妊娠中絶は、母体保護法第14条に伴い、本人及び配偶者の同意を得ることで行うことができます(※)が、過日パートナーの男性から同意を得ることができずに妊娠22週目に入ってしまう人工妊娠中絶が叶わず、公園のトイレで出産、そのまま死なせてしまう事件についての報道がございました。

このことについて、複数の産婦人科医の先生方より、どのように対応したらいいか等の質問が寄せられたことから、第2回母体保護委員会(令和3年10月14日開催)にて協議検討した結果、標記疑義発生時における相談体制(別紙参照)を構築することとなりました。

なお、本相談体制は、母体保護法第14条に伴う同意書の署名に関することに限定させていただきますことを御了知ください。

※平成25年度家族計画・母体保護法指導者講習会における厚生労働省母子保健課の見解

『母体保護法第14条第1項においては、①妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれ、又は②暴行、脅迫等による妊娠のいずれかである場合に、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる旨定められている。

この配偶者とは、婚姻関係にあるもの(事実婚も含む。)を指す。したがって、母体保護法上は、婚姻していない方、すなわち配偶者の存在しない方については、配偶者の同意は不要である。』

お問い合わせ先
神奈川県医師会 健康医療課 依田
横浜市中区富士見町3-1
電話：045-241-7000 FAX：045-241-1464
e-mail h-yoda@kanagawa.med.or.jp

受付

母体保護法第 14 条に伴う同意書の署名に関する疑義発生時における 相談体制について

1. 経緯

- (1) 人工妊娠中絶は、母体保護法第 14 条に伴い、本人及び配偶者の同意を得ることで行うことができるが、過日パートナーの男性から同意を得ることができずに妊娠 22 週目に入ってしまう人工妊娠中絶が叶わず、公園のトイレで出産、そのまま死なせてしまう事件についての報道があった。
- (2) このことについて、複数の産婦人科医より、どのように対応したらいいか等の質問が事務局に寄せられたことから、第 2 回母体保護委員会（令和 3 年 10 月 14 日開催）にて協議検討し、相談体制を構築することとなった。

2. 相談方法

- (1) 神奈川県医師会長が指定する母体保護法指定医師（以下、「指定医」とする。）に母体保護法第 14 条に伴う同意書の署名に関する相談（以下、「相談」とする。）事案が発生した場合、神奈川県医師会健康医療課（以下、「担当」とする。）まで連絡をする。

【イメージ図①】

- (2) 連絡いただいた指定医に対して、本会がホームページ上に設置した「専用相談フォーム」の URL・パスワードを通達する。

【イメージ図②】

- (3) 当該の指定医は、「専用相談フォーム」に相談内容を入力し送信する。

【イメージ図③・④】

- (4) 担当の元に送信された相談内容を本会母体保護委員会の正副委員長宛に報告する。

【イメージ図⑤】

- (5) 相談内容を確認した同正副委員長は、母体保護委員会内で対応可能か不可能かを判断する。

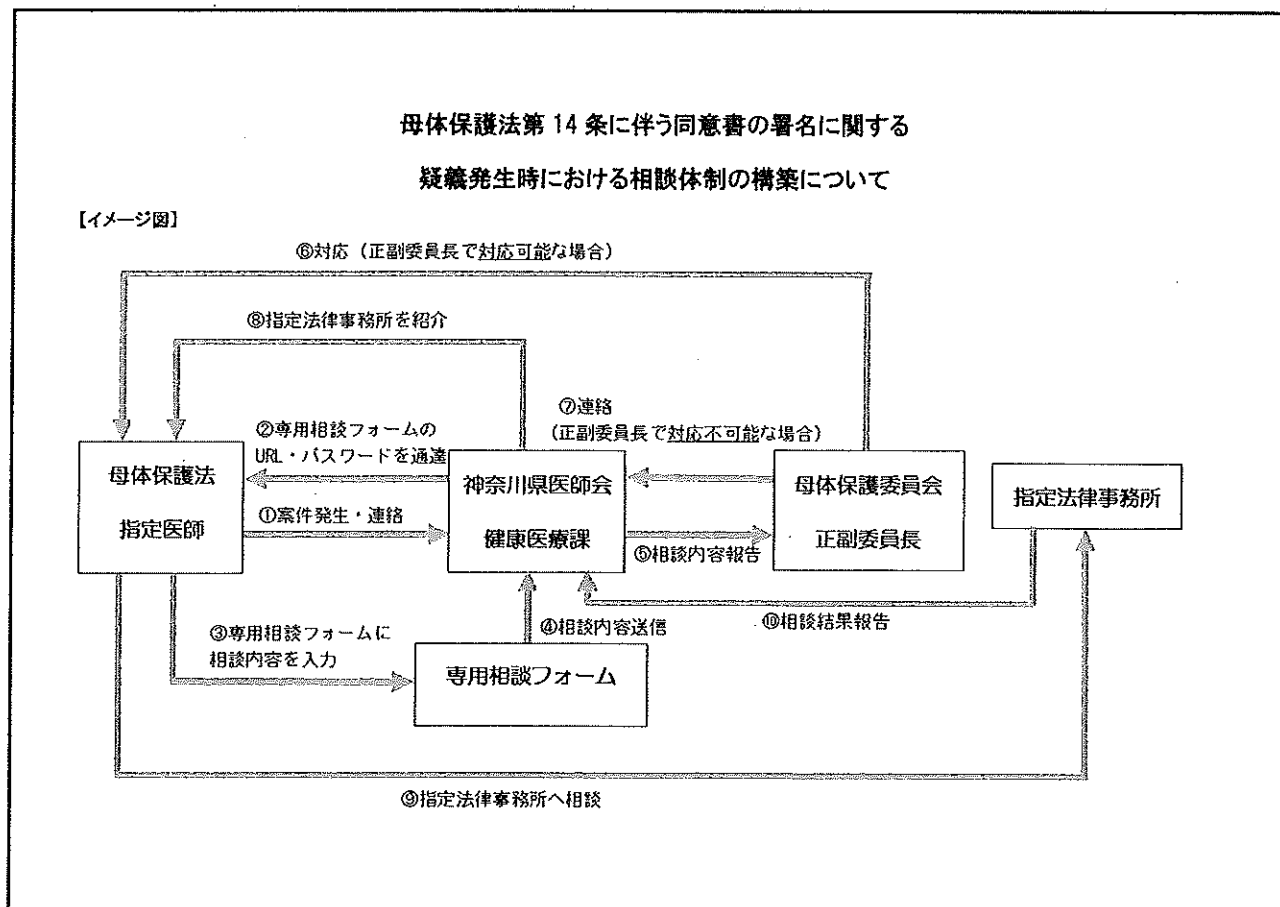
- (6) 対応可能な「場合」は、正副委員長が直接当該指定医師に対応する。

【イメージ図⑥】

- (7) 対応が「不可能」な場合は、担当宛にその旨を指示する。
【イメージ図⑦】
- (8) 本会にて対応が「不可能」な場合、担当は指定医に対して本会指定法律事務所を紹介し相談を受けていただける旨を連絡する。
【イメージ図⑧】
- (9) 指定医は、本会指定法律事務所へ電話にて相談する。
【イメージ図⑨】
- (10) 本会指定法律事務所は、後日相談案件を担当に報告する。
【イメージ図⑩】

3. 相談体制開始日 令和4年1月13日(木)より

4. イメージ図



※神奈川県医師会健康医療課 電話：045-241-7000